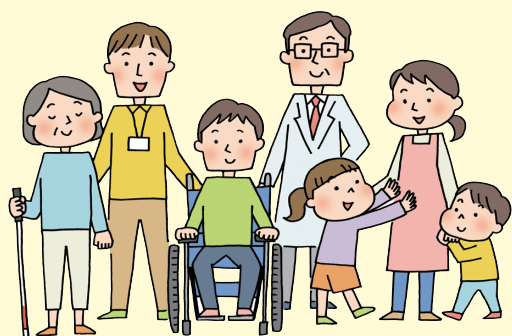


概要版

第2期 21かしま障がい者プラン

鹿嶋市第4期障がい者福祉計画
鹿嶋市第6期障がい福祉計画
鹿嶋市第2期障がい児福祉計画



令和3年3月
鹿嶋市

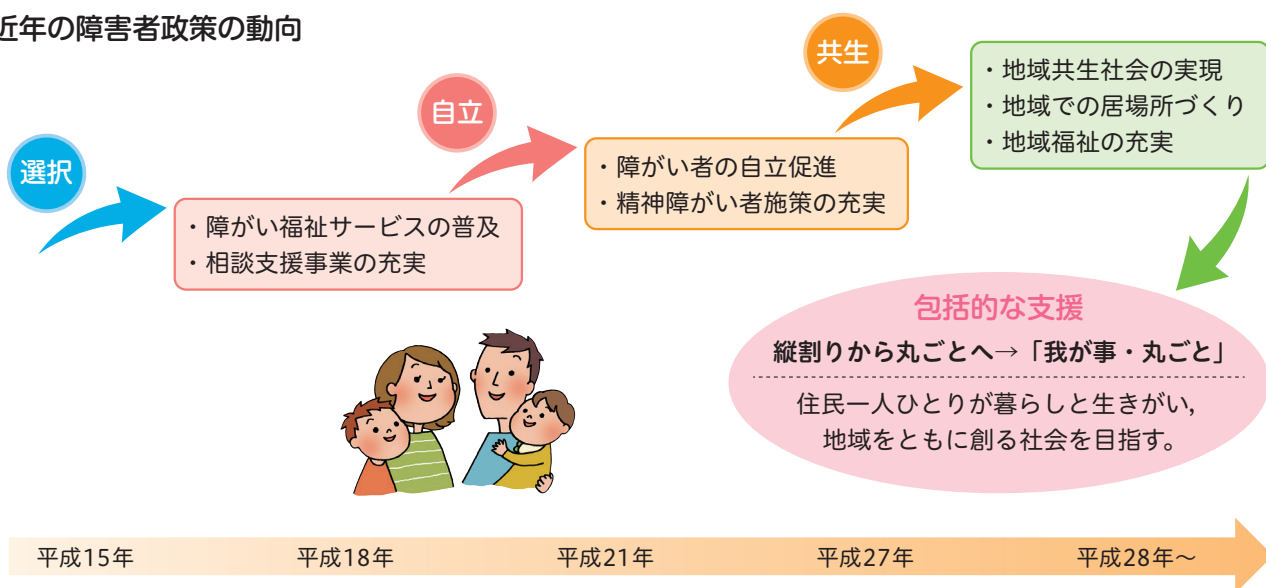
計画の策定に当たって

計画策定の背景・趣旨

これまで本市では、「第1期21かしま障がい者プラン（H27～R2）」「第5期障がい福祉計画（H30～R2）」「第1期障がい児福祉計画（H30～R2）」の3計画に基づき、計画的に障がい者施策を推進してきました。

今般、現行の3つの計画期間が同時に終了することから、国・県の指針や近年の障がい者制度改革を踏まえ、また、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証し、「第4期障がい者福祉計画」、「第6期障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」を一体的に整備し、「第2期21かしま障がい者プラン」として策定します。

▶近年の障害者政策の動向



計画の期間と位置付け

本計画の期間は令和3年度～令和5年度となります。また、計画の役割（法的根拠等）は、次のとおりとなります。

第2期21かしま障がい者プラン（障がい者福祉分野）

鹿嶋市障がい者福祉計画（第4期）

計画内容

本市が実施・展開する障害福祉サービス等を中心に、中長期的な展望に基づく、障がい施策を示します。（根拠法：障害者基本法）

鹿嶋市障がい福祉計画（第6期）・ 鹿嶋市障がい児福祉計画（第2期）

計画内容

国が示す障がい福祉サービス等のサービス量の見込みと確保の方策を示します。（根拠法：障害者総合支援法・児童福祉法）

計画の構成

基本理念と基本方針

第1期21かしま障がい者プランでは、障がいの有無に関わらず、すべての市民が協力し、誰もが健康で安心して暮らせる環境のもと、自らの能力を最大限に発揮し、あらゆる分野に参加することのできるまちの実現を目指してきました。

この間、国では、ニッポン一億総活躍プランの中で地域共生社会の実現を掲げ、地域住民や地域の多様な主体がつながって、ともに地域を創っていく社会を目指すこととされ、本市がこれまでに取組んできた地域づくりの方向性と一致するものとなっています。

このため、第2期21かしま障がい者プランにおいては、従前の基本理念を承継し、地域に暮らす互いの存在を認め合い、共に支えあいながら、誰もが生き生きと輝いて暮らすことのできるまちづくりを、引き続きすべての市民と共に進めていくこととします。

基本理念

共に支えあい 誰もが輝けるまち かしま

基本方針

本計画では、次に掲げる点に配慮し、総合的な自立支援の確立を図ります。

- ・障がいのある人の権利の尊重
- ・地域の実情に応じた障がい福祉サービス等の提供体制の充実
- ・地域共生社会の実現に向けた地域づくり

障がい者に係る統計

本市における身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者は、緩やかに増加傾向にあります。

(人)	平成30年	令和元年	令和2年
身体障害者手帳	1,699	1,754	1,757
療育手帳	517	511	526
精神障害者保健福祉手帳	338	361	379
合計	2,554	2,626	2,662

出典：鹿嶋市（各年3月31日）

アンケート及び当事者団体・事業所ヒアリング調査の実施

「第2期21かしま障がい者プラン」の策定に当たり、その基礎資料とするため、アンケート及び当事者団体・事業所ヒアリング調査を実施しました。本調査は、障がい者の現状、障がい福祉サービス等の利用状況、認知度及び今後の利用意向、現状での問題点や課題事項等を把握することを目的としています。

基本目標及び施策の体系

基本目標の設定

本計画では、基本理念の実現に向け、分野別に以下の4つの基本目標を掲げます。

基本目標 1 共に暮らすまち

- 障害者差別解消法に基づき、市民や事業者等への「障がい」に対する理解・普及啓発のため、広報活動や福祉教育の充実を図り、心のバリアフリーの推進を目指します。
- 障がい者の福祉・保健・医療・教育等に関するニーズを適切なサービスに結びつけることができるよう、相談支援体制の充実を図ります。
- 障がい者の社会参加や自立の機会が阻まれることのないよう、福祉サービスに係る情報提供の充実に努めます。また、茨城県手話言語条例に基づき、茨城県と連携の上、手話の普及啓発に努めます。

基本目標 2 自立した生活を送ることのできるまち

- 適切な居住の場の確保や、グループホーム、真に入所が必要な障がい者のための入所施設等の拡充に努めるとともに、生活を支える多様な機能の整備を図ります。
- 支援が必要な児童に対する医療的ケアや、下校後の居場所の確保・療育支援を行う放課後等デイサービスなど、障がい児とその家族を支える施策を展開します。
- 障がいの重度化を予防するためには、日頃からの健康管理が重要です。このため、医療分野と連携し、医療的ケアが必要な障がい者への支援等の充実を図ります。

基本目標 3 生きがいのある暮らしが送れるまち

- 障がい者が自立した生活を実現するため、就労支援体制の充実を図るとともに、事業主に対して障がい者雇用に関する各種制度の周知に努めます。
- 障がい者自身が多様なスポーツ、文化芸術に親しみやすい環境を整備するという観点から、障がい者の利用しやすい施設・設備の整備促進及び指導員等の確保を図ります。

基本目標 4 安全・安心に暮らせるまち

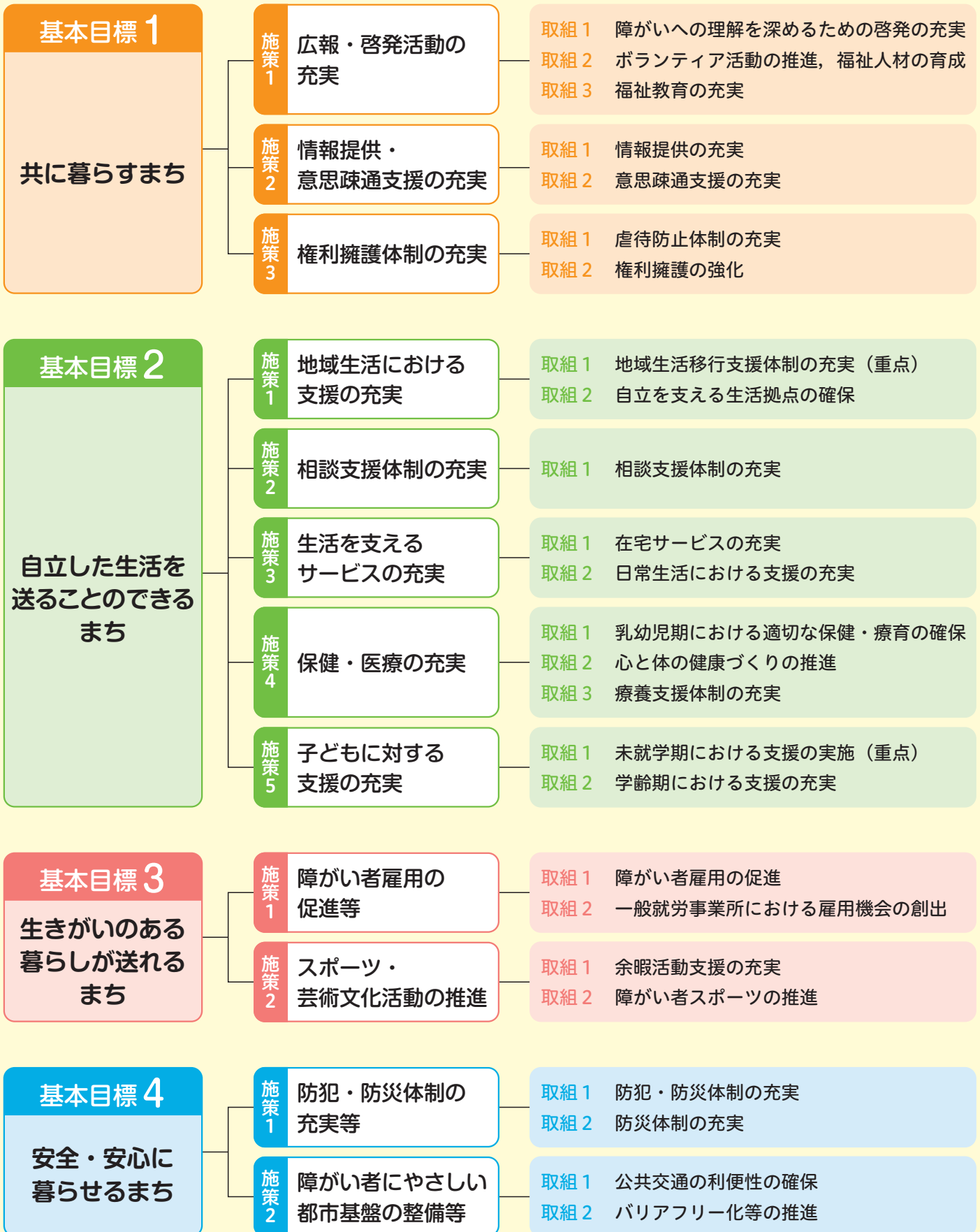
- 地域で安心・安全に暮らすことのできる体制づくりに引き続き取組み、防災・防犯や災害時等における支援体制の整備・充実を図ります。
- 障がい者が安心して外出できる環境づくりのため、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、民間機関等のバリアフリー化に向けた取組みを促進します。

施策の展開と体系

基本目標

施策

主要な取組



「成果指標」及び「活動指標」

成果目標は、国・県が定める数値目標に基づく内容を設定し、活動指標は、本市のサービスに基づくサービス量と確保の方策を設定します。主な成果目標は次のとおりです。

成果目標1 施設入所者の地域生活への移行

成果目標2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

成果目標3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

成果目標4 福祉施設から一般就労への移行等

成果目標5 障がい児支援の提供体制の整備等

成果目標6 相談支援体制の充実・強化等

成果目標7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

新規

施策・事業の体系

施策体系としては、「障がい福祉サービス」及び「障がい児福祉サービス」「地域生活支援事業」に大別し、サービスの概要について整理します。主に「活動指標」に該当するサービスで構成されます。

1 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービス

障害者総合支援法に基づくサービス・障がい児福祉サービスは、サービスの特性に合わせて「訪問系」「日中活動系」「居住系」に区分されますが、制度上は介護給付、訓練等給付に区分されます。

2 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効率的・効果的に実施するもので、障がい者福祉の増進を図ることを目的としています。

地域生活支援事業には、全ての市町村が実施する「必須事業」と、市町村各々の判断により行う「任意事業」があります。「任意事業」については、今後の利用者ニーズに基づき、新たな事業について検討します。

推進体制の確保

計画の評価・見直し

本計画(各論II 障がい福祉計画・障がい児福祉計画)では、基本指針に基づき定めた数値目標を「成果目標」として、また、各サービスの見込量を「活動指標」として記載しています。

障がい福祉計画・障がい児福祉計画の進行管理のため、毎年度これら指標の実績を把握し、鹿嶋市地域自立支援協議会において分析・評価を行い、必要に応じて計画の変更や事業の見直し等を行います。

サービスの質の確保

市町村の事業である地域生活支援事業の実施に当たっては、市に登録を行った事業者がサービス提供者となりますが、これら事業者への登録基準等に関し一定の基準を設け、サービスの質の確保を図ります。

成果目標

成果目標

成果目標について、国の基本方針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和5年度を目標年度として設定します。

成果目標 1 施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和元年度末時点の福祉施設に入所している障がい者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、令和5年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

鹿嶋市における目標

令和5年度末までの地域生活移行者数	4人
令和5年度末の施設入所者数	72人

成果目標 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、精神障がい者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数、精神病床における1年以上長期入院患者数、精神病床における早期退院率に関する目標値を次に掲げるとおり設定します。

鹿嶋市における目標

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

本市精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムに参画を予定する関係機関と協議し、ケアシステム構築を推進する事業を行う。また、先行する高齢者の地域包括ケアシステムとの統合についても検討を行う。

国の基本方針に係る目標値については、地域包括ケアシステム関係機関と協議検討し、目標値を設定する。



成果目標 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間に、各市町村又は各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討します。

項目	国の基本方針
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	令和5年度末までの間に、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証および検討をする。

鹿嶋市における目標	
地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討	面的整備による市内1箇所設置、年1回以上検証、検討

成果目標 4 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。

鹿嶋市における目標	
令和5年度までの一般就労移行者数	3人
令和5年度までの一般就労移行者数	1人（就労移行支援）
	1人（就労継続支援A型）
	1人（就労継続支援B型）
令和5年度における就労定着支援事業の利用者数	2人
令和5年度における就労定着支援事業の就労定着率	1人（100%）

成果目標 5 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児を支援する体制を確保するため、児童発達支援センターや保育園等での専門的な支援体制の充実、地域支援の在り方を計画に位置づけます。また、医療的ケア児についても、事業者と協力して、総合的な支援を行います。

鹿嶋市における目標	
令和5年度末までに児童発達支援センター設置	市内又は圏域内に1箇所設置
令和5年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制構築	体制構築済み
令和5年度末までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業者の確保	市内1箇所設置
令和5年度末までに重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	市内1箇所設置
令和5年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場	1協議体設置
令和5年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	2人

成果目標 6 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施・強化等に向けた取組の実施体制を確保します。

鹿嶋市における目標

相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保

- ・総合的、専門的な相談支援の実施
- ・地域の相談支援事業者等に対する訪問等による専門的な指導、助言の実施
- ・地域の相談支援事業者の人材育成の支援
- ・地域の相談機関との連携強化への取組

成果目標 7

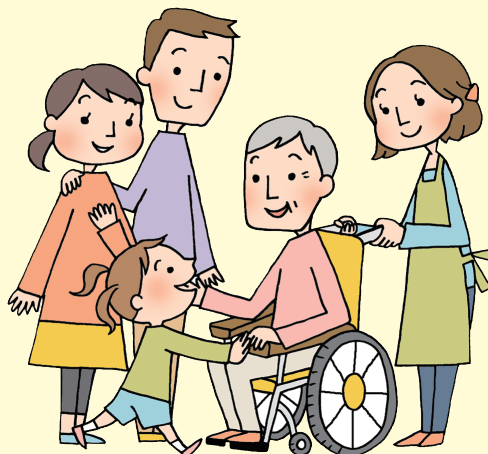
障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくため、令和5年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する体制を構築します。

鹿嶋市における目標

サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築

- ・県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加
- ・障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有する体制の構築



障がい福祉サービス等の見込量（活動指標）

障がい福祉サービスと提供見込み量

障害者総合支援法にもとづく障がい福祉サービスは、サービスの特性に合わせて「訪問系」「日中活動系」「居住系」に区分されますが、制度上は、介護給付・訓練等給付に区分されます。

見込量（単位：人/月）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問系	居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・ 重度障害者等包括支援	59	60	61
日中活動系	生活介護	159	165	171
	自立訓練（機能訓練）	1	2	2
	自立訓練（生活訓練）	3	4	4
	就労移行支援	12	13	14
	就労継続支援（A型）	36	37	37
	就労継続支援（B型）	162	205	260
	就労定着支援	3	3	3
	療養介護	5	5	5
	短期入所（福祉型）	36	47	61
	短期入所（医療型）	0	0	0
	自立生活援助	0	0	0
居住系	共同生活援助	77	83	89
	施設入所支援	73	73	73
相談支援	計画相談支援	434	473	515
	地域移行支援	0	0	0
	地域定着支援	0	0	0

障がい児福祉サービスと提供見込み量

障害者総合支援法及び児童福祉法にもとづく障がい福祉サービスとして、障害児通所支援等のサービスを提供します。

見込量（単位：人/月）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児通所支援	児童発達支援	105	110	110
	医療型児童発達支援	1	1	1
	放課後等デイサービス	106	110	115
	保育所等訪問支援	4	5	6
	居宅訪問型児童発達支援	0	0	0
障害児相談支援	障害児相談支援	88	100	112

地域生活支援事業と提供見込み量

地域生活支援事業は、障がい者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態により実施する事業です。

なお、生活上の相談、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付等事業、移動支援事業等、特に日常生活に欠かせないサービスは「必須事業」として位置付けられています。

	区 分	サービス概要
必須事業	理解促進研修・啓発事業	市民向けの講演会の実施や広報掲載等を行い、法律の周知と障がい者への理解を促しています。
	自発的活動支援事業	障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者やその家族、地域住民等からなる団体の地域における自発的な取り組みを支援するものです。現在本市では未実施です。
	相談支援機能強化事業・ 基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置し、相談支援機能の強化を図るものです。
	成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、権利擁護を図ることを目的として成年後見制度の利用を支援します。
	成年後見制度法人後見支援事業	障がい者の権利擁護を図ることを目的として、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援するものです。本市では未実施です。
	意思疎通支援事業 (手話奉仕員養成研修事業含む)	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等からの申請により、市登録の手話通訳者・要約筆記者の派遣を行うとともに、庁舎内及び派遣先での手話通訳、手話派遣事業の調整事務その他意思疎通支援事業に関する業務を行う専任手話通訳者を配置するものです。また、聴覚障がい者等との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員も養成しています。
	日常生活用具給付等事業	日常生活を営む上で著しい障がいのある人に対し、排せつ管理支援用具や入浴補助用具、視覚障がい者用拡大読書器等を給付しています。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者に対し、社会生活上必要不可欠な外出や、余暇活動等の社会参加のための外出について支援を行います。
	地域活動支援センター機能強化事業	地域活動支援センターでは、在宅の障がい者が、地域で自立した日常生活を又は社会生活を営むことができるよう、創作的な活動や生産的な活動の機会の提供と社会との交流促進を図る場として、日中活動の場を提供しています。また、事業形態はI型・II型・III型に分かれています。
任意事業	訪問入浴サービス	居宅において常に臥床(がしょう)し、自宅で入浴することが困難な65歳未満の寝たきりの心身障がい者(手帳所持者)の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るため、移動入浴車を派遣し入浴サービスを提供するものです。
	日中一時支援事業	障がい者の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、障がい者に見守り・社会に適應するための日常的な訓練その他市町村が認めた支援を提供するものです。



第2期 21かしま障がい者プラン 概要版

発行年月：令和3年3月

発行編集：鹿嶋市健康福祉部 福祉事務所 生活福祉課 障がい福祉グループ

所在地：〒314-8655 茨城県鹿嶋市大字平井1187番地1

電話：0299-82-2911（代表）